

日本人留学生奨学金給付規程 (2026年度)

公益財団法人みずほ国際交流奨学財団

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、定款の規程にもとづき、奨学金の支給に関して必要な事項を定める。

第2条 (奨学生の資格)

当財団の奨学生となる者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 応募時点で日本の大学学部在籍し、日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者
- (2) 所属する大学の選考で海外の協定校への交換留学が決定している者、もしくは決定が確実な者（現地の入国許可証（留学資格）は取得次第、写しを速やかに提出）
- (3) 採用年度の7月から10月までに実際に留学を開始する者で、オンラインでの留学は不可とする
- (4) 当財団の奨学金給付期間中に他の民間財団からの奨学金を受給しない者
- (5) 国際理解と親善に関心をもち、将来その貢献を期待しうる者

第3条 (奨学金支給期間及び奨学生の人数)

- (1) 留学期間は最長1年とする。（2セメスター必須とし1セメスターは不可）
- (2) 奨学生の採用人数は、全体で10～十数名程度とする。

第2章 奨学金の支給

第4条 (奨学金の支給)

- (1) 留学期間中、月額12万円を支給する。
- (2) 奨学金は先3ヶ月分をまとめて3ヶ月毎に日本の本人口座に振込支給する。
最終回は帰国スケジュールに合わせて支給月数を調整する。
- (3) 奨学金の支給期間は実際に海外留学している期間を対象とし、授業の開始する月から授業の終了する月までとする。渡航月と帰国月については、現地滞在が半月未満の場合、その月は支給しない。
- (4) 渡航費は、他組織からの渡航費援助がない場合、学生が通常利用する往復1回分の航空券代（エコノミー）を、渡航前に支給する。

第5条（奨学金の支給の停止）

次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部または一部の支給を停止、または返還を要請する。

- （1）所属大学または留学中の大学から、就学継続が困難と判断された場合
- （2）病気その他の事由により、留学の目標達成が困難と当財団が判断した場合
- （3）申請書類に虚偽の記載があった場合
- （4）奨学生に相応しくない行為があった場合
- （5）当財団の奨学生としての義務を怠った場合

第3章 補 則

第6条（届出義務）

奨学生は次の各号の一つ以上に該当する事情が生じた時は、速やかに財団に届出なければならない。

- （1）何らかの理由により休学、転学、退学したとき
- （2）何らかの理由により他の奨学機関から給付を受けるため申請手続きをおこなう場合、あるいは他の奨学機関から給付を受けることになったとき
- （3）その他、提出済の奨学生申請書類の記載事項に変更が生じたとき
（特に住所やメールアドレスが変わる場合は速やかに届出ること）

第7条（報告義務）

- （1）渡航後半年後に、留学状況報告書を提出すること
- （2）留学期間終了後、成績証明書を提出すること
- （3）留学期間終了後1ヶ月以内に、成果報告書を提出すること

第8条（参加義務）

奨学生は財団が主催する次の行事に参加する義務を負う。

- （1）採用式
- （2）留学終了後の修了式
- （3）その他、財団の要請にもとづく行事など

以上